

令和3年度実施分
有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅）立入検査
の実施方針及び実施計画

1 基本方針

有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅）の適正な施設運営及び入居者処遇等が図られるよう立入検査を実施する。

検査対象は、県が所管する有料老人ホームとし、平成29年度から令和2年度までに立入検査を行った有料老人ホームについて、3年間に1回をめぐり、主に前回の検査で指摘・指導を行った内容を再度確認する。また、令和2年度中に届出のあった新規の有料老人ホーム、現存する有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅について立入検査を実施する。

2 重点的確認事項

前回の立入検査において、指摘・指導を行った内容及び入居者の処遇並びに有料老人ホームに併設する介護保険事業所等との職員・会計の区分等について重点的に確認する。

（1）職員の配置

- ・ 有料老人ホームの職員が他の介護保険サービス事業所等の業務を兼務する場合、当該職員のそれぞれの事業所等における勤務状況
- ・ 夜間の介護、看護体制

（2）帳簿の作成及び保存状況

- ・ 各種帳簿等の整備状況
- ・ 上記帳簿等の保存状況

（3）緊急時の対応

- ・ 事故、災害、感染症等の発生に備えた具体的な対応計画・マニュアルの策定状況
- ・ 避難訓練等の実施状況

（4）運営懇談会の実施状況

- ・ 構成員、開催頻度、議題
- ・ 議事録

（5）サービスの提供状況

- ・ 食事サービスの提供内容
- ・ 介護サービスの提供内容
- ・ 身体拘束の有無、やむを得ず身体拘束を行う場合のルールの方針策定状況、記録等の整備状況
- ・ 金銭等管理の有無、管理を行う場合の具体的な管理方法等

（6）経理・会計の独立

- ・ 有料老人ホーム以外に事業を行っている場合の経理・会計の区分

(7) 契約の内容

- ・ 契約書、重要事項説明書、管理規程等の整備状況
- ・ 契約内容

3 実施方法

原則、検査実施1か月前をめどに通知し、1週間前までに事前調書として、有料老人ホーム立入検査票、有料老人ホーム立入検査チェックリスト等の提出を求める（別紙1参照）。

検査当日は、事前調書、検査会場に準備いただく書類（別紙6参照）及び現地確認等により、有料老人ホーム立入検査チェックリストに改善を要する事項等を記載する。

改善を要する事項等は検査会場で口頭で伝え、指摘事項の評価（指摘・指導・助言）を、後日、課内協議により決定し、指摘・指導については、立入検査結果として書面で通知する。

指摘として通知した事項は、2か月以内にその改善状況を報告させる。

4 実施計画

令和3年度は70箇所を対象とする。

（過去の検査実施箇所数）

- ・ 平成27年度 50箇所
- ・ 平成28年度 79箇所
- ・ 平成29年度 59箇所
- ・ 平成30年度 71箇所
- ・ 令和 元年度 66箇所
- ・ 令和 2年度 57箇所